

## 一般廃棄物及び産業廃棄物処理業務委託契約書（案）

排出事業者 愛媛県(以下「甲」という。)と、一般廃棄物及び産業廃棄物処理業者 (以下「乙」という。)とは、甲の要請に基づき甲の事業場から排出される一般廃棄物及び産業廃棄物の収集・運搬及び処分(以下「処理」という。)を行う際に関して次のとおり契約を締結する。この場合、甲の事業場とは愛媛県本町ビルとする。

### (法の遵守)

第1条 甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

### (委託内容)

#### 第2条

##### 1 乙の事業範囲

乙の産業廃棄物の処理に関する事業範囲は別表1のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

##### 2 委託する産業廃棄物の種類・数量

甲が、乙に甲の要請に基づく収集・運搬を委託する際の産業廃棄物の種類・数量は、別添「産業廃棄物処分業務仕様書」に記載のとおりとし、廃棄物の搬出は、原則として一般廃棄物及び産業廃棄物各週1回以上とし、その搬出日時は、甲の指示によるものとする。

##### 3 輸入廃棄物の有・無

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

輸入廃棄物: 無

##### 4 処分の場所、方法及び処理能力

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を別表2のとおり処分する。

##### 5 最終処分の場所、方法及び処理能力

- (1) 甲から乙に委託された一般廃棄物の最終処分先を別表3のとおりとする。
- (2) 甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)を別表3のとおりとする。

##### 6 収集・運搬過程における積替保管

乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

### (適正処理に必要な情報の提供)

第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)」(平成25年61, 2月)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- (1) 産業廃棄物の発生工程
- (2) 産業廃棄物の性状及び荷姿
- (3) 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- (4) 混合等により生ずる支障
- (5) 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

(6) 石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その事項

(7) その他取扱いの注意事項

2 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

(甲乙の責任範囲)

第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

2 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。

3 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む)に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。

4 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む)に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

(義務の譲渡等)

第6条 乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(委託業務終了報告)

第7条 乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、マニフェストB2、処分業務についてはマニフェストD票で代えることができる。

(業務の一時停止)

第8条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。

2 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

(委託料・消費税・支払い)

第9条 甲の、委託する一般廃棄物及び産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に関する委託金額については、金 円(うち消費税及び地方消費税の額 円)とする。

2 委託料の支払は、前期・後期の2回払とし、前期分はその年の9月の委託業務終了後、後期分は

翌年3月の委託業務終了後、ともに甲の検査に合格した後、乙の請求書を受理した日から30日以内に前条に定める委託料の2分の1の金額を支払うものとする。ただし、前条に定める委託料の2分の1の金額に1円未満の端数がある場合は後期の支払により調整する。

- 3 委託料の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。

#### (損害賠償)

第10条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、乙に対しその損害の賠償を請求することができるものとする。

#### (契約保証金)

第11条 契約保証金は金 円とする。ただし、入札(契約)保証金免除申請書の提出があり、免除の決定を受けた者については免除する。

- 2 契約保証金には、利息を付さないものとする。
- 3 第1項の契約保証金は、第10条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 4 乙は、甲による業務完了の確認を受けた後、甲に契約保証金還付請求書を提出するものとする。
- 5 甲は、前項に規定する還付請求書を受理したときは、その日から30日以内に契約保証金を乙に返還するものとする。
- 6 甲は、乙が業務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

#### (内容の変更)

第12条 甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

#### (機密保持)

第13条 甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

#### (個人情報の保護)

第14条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

#### (契約の解除)

第15条 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互にこの契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。)であると認められるとき、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 ただし、甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

- (1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

ア 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

イ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する委託料を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ウ 上記イの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもと乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する委託料を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

(2) 甲の義務違反により甲が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取することを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(協議)

第16条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令及び愛媛県会計規則に従い、その都度甲乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

(契約期間)

第17条 この契約は、有効期間を令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県  
知事 中村時広

乙